

特別な事情により予防接種の再接種が必要になった方へ



笠岡市では、小児がん治療等の医療行為により、過去に定期接種を受けたものの、定期予防接種の抗体を失い、再度予防接種を受ける必要があると医師に判断された方に対して、再接種にかかる費用を助成します(上限額あり)。

再接種を希望される場合は、**事前の手続きが必要となります**ので、以下をご確認の上、子育て支援課までご相談ください。

1. 対象者

以下の条件にすべて該当する方

- ①接種日において笠岡市内に住所がある20歳未満の方
- ②小児がん治療等により、定期予防接種として接種済みのワクチンの抗体を失ったため、再接種の必要があると医師に判断されている方

2. 対象となる予防接種

予防接種法で定期予防接種に位置づけられる子どもの定期予防接種のうち、過去に定期予防接種として接種済みの予防接種(BCG、ロタリックス及びロタテックを除く)。

※小児がん治療等の医療行為を受ける以前に、定期予防接種として接種をしていない予防接種については、本制度の助成の対象とはなりません。

3. 助成額

助成対象となる予防接種を再接種した費用

※ただし、接種した年度の笠岡市定期予防接種の契約額より高い場合は、契約額を上限とします。

※費用については、一旦自己負担にて医療機関にお支払いいただきます。

4. 手続きの流れ

※ **再接種には事前に申請が必要です。**

①事前相談・申請

再接種を希望される方は、子育て支援課で相談後、申請してください。

【事前申請の際に必要な書類】

- 予防接種再接種費用助成適用認定申請書
- 予防接種再接種費用助成に関する該当理由書(意見書)
- 母子健康手帳
(定期予防接種の過去の接種履歴が確認できるもの)

②申請承諾

申請受付後、審査に1週間程度かかります。

審査後、申請が承諾された対象者に、市が「決定通知書」と「予診票」を送付します。

③再接種

対象者は「決定通知書」と「予診票」を持って、医療機関を受診し、予防接種を受けてください。その際、一旦自己負担にて医療機関に支払いをしてください。

④助成申請

必要書類を準備し、子育て支援課に請求してください。

【請求の際に必要な書類】

- 予防接種再接種費用助成金交付請求書
- 医療機関の領収書
(接種した日付・ワクチン名がわかるもの)
- 予防接種予診票 又は 予防接種済証の写し



【問合せ先】笠岡市こども部子育て支援課 TEL: 0865-69-2132
8時30分～17時15分(木曜日のみ～19時) ※土、日、祝日除く